



平成 26 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 日 本 オ ラ ク ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 執 行 役 社 長 杉 原 博 茂
兼 C E O
(コード番号 4716 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 副 社 長 野 坂 茂
兼 C F O
(TEL. 03-6834-6666)

「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ（詳細決定）

当社は、平成 26 年 10 月 24 日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下「E S O P信託」といいます。）の導入を決議しましたが、本日開催の取締役会において、本制度の設定時期、期間、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. E S O P信託導入の目的

当社従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、E S O P信託を導入いたします。

2. E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が、本制度を利用することを選択した当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、従業員の業績への貢献度等に応じた当社株式もしくは当社株式の換価処分金相当額の金銭またはその両方（以下「当社株式等」）を、毎年一定の日に従業員へと交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員の中長期的な視野での業績や株価を意識した業務遂行を促し、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

3. 導入方法

毎事業年度の株主総会において決議された範囲で付与される現行の新株予約権（ストック・オプション）制度にE S O P信託を加えます。従来、当社株式を活用した従業員向けの報酬制度としては、従業員に対して取締役会の決議を経て新株予約権を割り当てておりますが、今後は株式報酬制度の対象従業員が以下の3つの内^(※1)から、新株予約権の権利付与時毎に報酬の受け取り方法を選択できることといたします^(※2)。

なお、新株予約権制度とE S O P信託の選択時における、新株予約権の付与株式相当数に対するE S O P信託による交付株式数の換算割合は、4 : 1^(※3)となります。

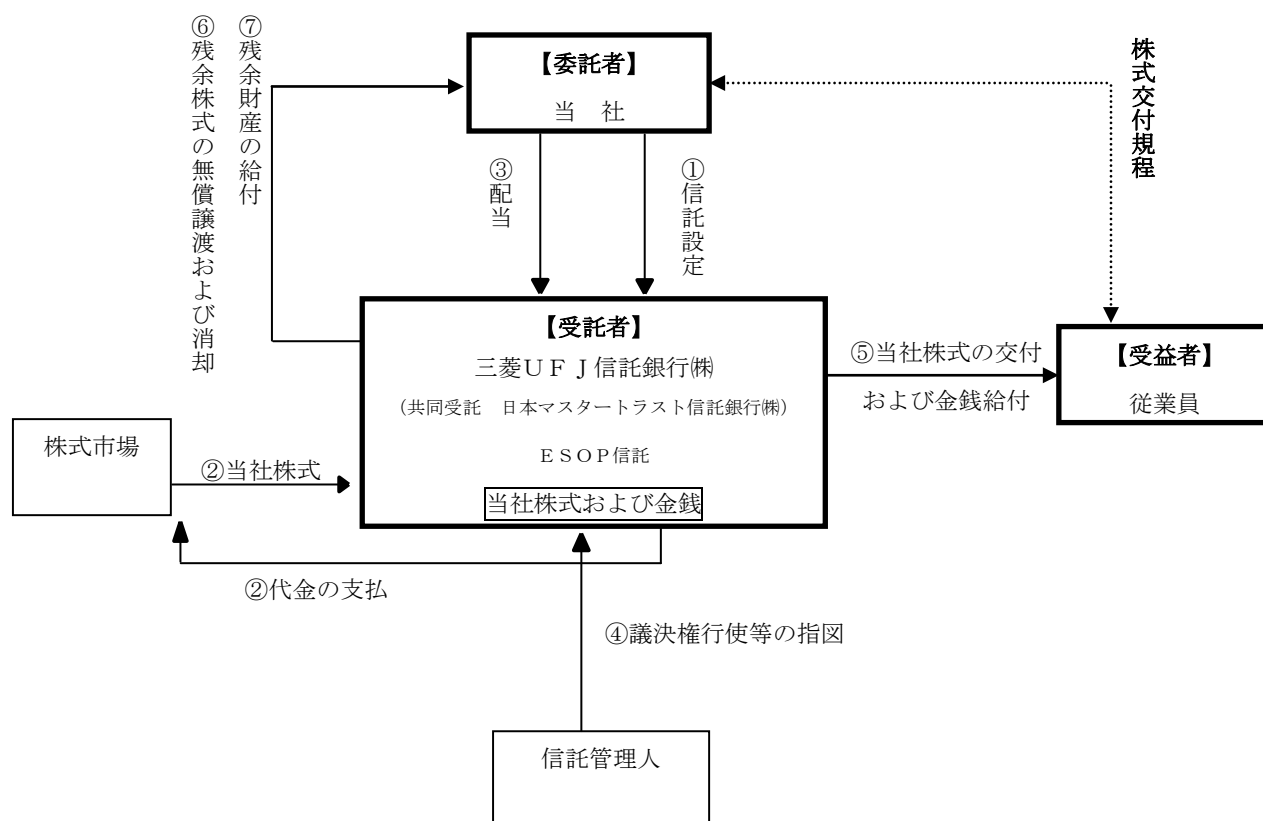
- ① 全て新株予約権
- ② 新株予約権にて50%、E S O P信託による当社株式等交付にて50%
- ③ 全てE S O P信託による当社株式等交付

(※1) ②および③を選んだものは、新株予約権付与の翌年以降、信託期間中に当社株式等の交付を受けます。

(※2) 新株予約権制度の新株予約権発行決議に基づき既に新株予約権を付与された従業員のうち、本E S O P信託制度による報酬の受け取りを選択したものは、該当の新株予約権を別途放棄することになります。なお本年9月に付与の新株予約権についても対象となります。

(※3) 新株予約権の付与個数が4個（400株相当）であった場合、本制度を選択すると、合計で100株の当社株式と交換されます。

4. E S O P 信託の仕組み



- ①当社は受益者要件を充足する当社従業員を受益者とするE S O P信託を金銭で設定します。
- ②E S O P信託は上記①の当社が拠出した資金をもって、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、株式市場から予め定める取得期間内に取得します。
- ③E S O P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ④信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑤当社の株式交付規程に従い、一定の要件を満たす当社従業員は、当社株式もしくは当社株式の換価処分金相当額の金銭またはその両方を受領します。
- ⑥本信託の清算時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑦E S O P信託の終了時の清算にあたり、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 当社従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 当社従業員のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成26年12月19日 |
| ⑧信託の期間 | 平成26年12月19日～平成29年2月末日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成26年12月19日
平成27年10月より株式交付を開始（予定） |
| ⑩議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫取得株式の総額 | 200,000,000円 |
| ⑬株式の取得時期 | 平成26年12月22日（予定）～平成27年1月9日（予定） |
| ⑭株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社がESOP信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行います。 |

以 上